



公務公共サービス拡充を求める宣伝行動に参加したみなさん = 11月26日(新橋駅前)

大企業・富裕層が優先される社会でなく 誰もが人間らしく暮らせる社会へ

「公助」の拡充を
コロナ禍の困難打開へ

野書記長にお聞きします。最初に2021年春闘はどのような情勢のもとでたたかわれるのですか？
——2021年春闘方針のポイントについて、浅野書記長にお聞きします。最初に2021年春闘はどのような情勢のもとでたたかわれるのですか？

日本は本当に自己責任を問うことができる状況なのでしょうか。国家がやるべきことは「公助」であり、「自己責任」を押し付けることは政治の責任放棄です。
菅首相は安倍政治の継承を表明していますが、そのことは新自由主義による成長戦略(規制緩和)による構造改革をすすめることを意味しています。新自由主義は、国の役割を縮小し、企業の税負担などを軽減して市場での経済活動を最優先させる立場です。コロナ禍によって、この40年ほど世界を席巻してきた政治・経済原理である新自由主義の限界・破綻が明らかになりました。



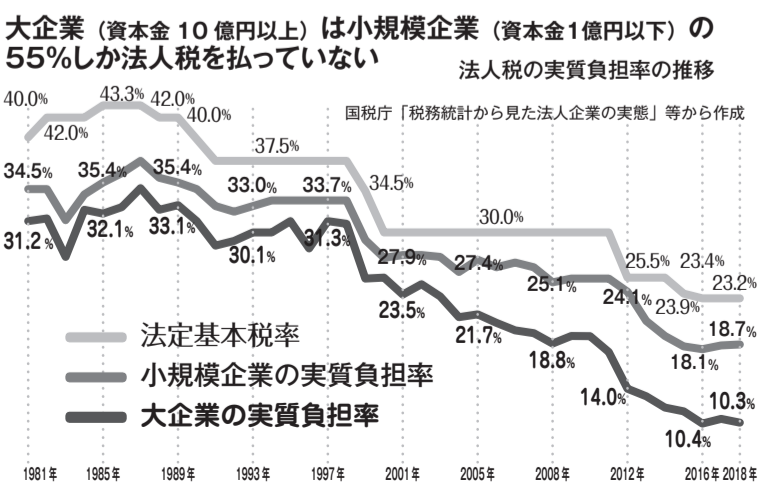
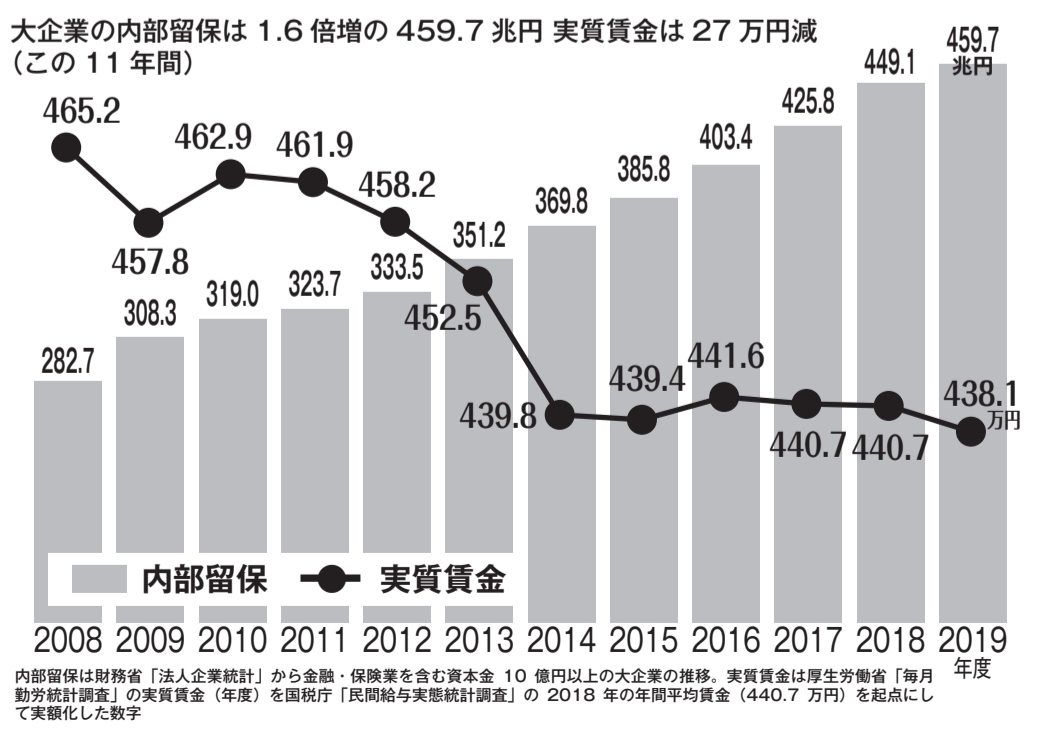
浅野龍一書記長

政府は、80年代に43.3%あった法人税を現在23.2%にまで低下させ、企業の税負担の軽減を図ってきました。一方、法人税収を補うために89年に3%で導入された消費税は昨年10%に引き上げられ、所得税を上回る規模で基幹税化しています。また、労働者の賃金の引き下げ、非正規雇用の増加によって、企業の社会保険料負担の軽減が図られました。

自らの賃金・労働条件の改善へ 「ひとり一行動」で奮闘しよう

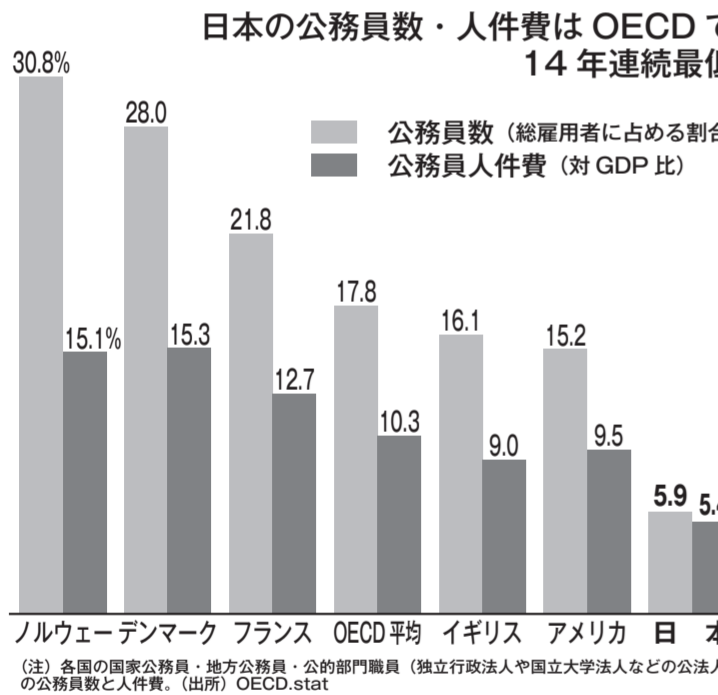
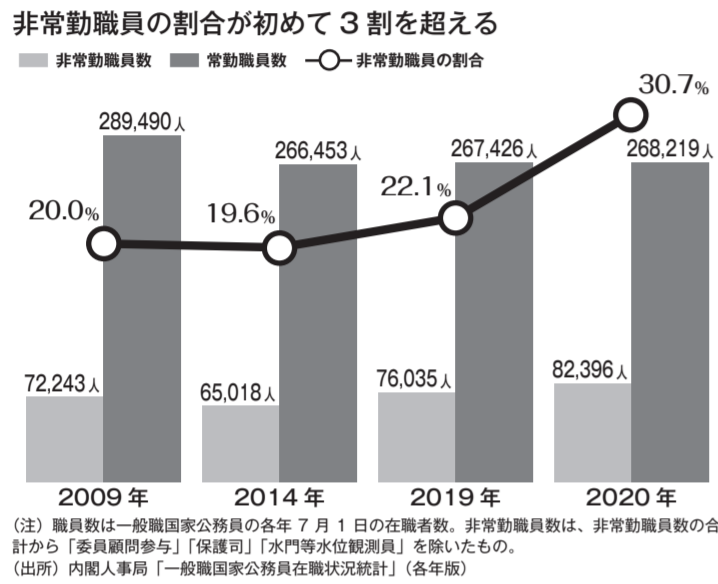
公務労働者が春闘をたたかう意義は何ですか？
——公務労働者が春闘をたたかう意義は何ですか？
春闘は1955年、金属や化学など8つの産業別労働組合が話し合い、はじまりました。その後、60、70年代にかけて、全国的なたたかいへと大きく発展しました。

を前面にかけ、企業業績や規模にかかわらず、すべての仲間の賃上げをめざすことです。半世紀にわたる春闘によって、労働者・国民のくらしや職場は大きく改善してきました。公務員労働者も民間労働者と一緒、「国民春闘」をたたかうことで、春闘相場を引き上げ、労働基本権が制約されているものでも自らの賃金や労働条件の改善を勝ち取ってきました。





非正規公務員に民間労働者と同様の無期転換ルール 日本国家公務員労働組合連合会



「2つの責任と1つの任務」 第1の責任とは、私たち労働者と家族の生活や労働条件を維持向上させ、平和と民主主義を守るという労働組合共通の責任

第2の責任とは、公務労働にたずさわる労働者として、その専門的な知識と能力や条件を生かし、国民のための行財政・司法の確立、教育・医療・福祉の拡充をめざし、国民とともにたたかう責任

いま、昨年の消費税率引き上げと雇用の確保をめぐり、膨大な大企業の内部留保を賃上げと社会へ還元させよう

内需を拡大することで増税「コロナ・ショック」という複合危機が日本経済を襲っており、安倍政権によるアベノミックスの失敗がコロナ失政が暮らしと経済を圧迫し続けています。

富裕層・大企業・自民党の富は倍増 労働者には賃下げ・貧困・過労死 富裕層・大企業・自民党の富は倍増 労働者には賃下げ・貧困・過労死

国民本位の行財政・司法の確立をめざす 50年・60年を守り行政体制の拡充へ 高まる国民の要求と連帯しよう

「重さ、広がり、厚み」を持った2021年春闘の基本方針 要求と運動、組織づくりをすすめるよう

憲法を制する者、国民本位の政治への転換を直接しながら政治のあり方

全員参加型の職場活動で すべて職場で仲間を増やそう

私たちの生活や権利に開くことが必要である。憲法を制する者、国民本位の政治への転換を直接しながら政治のあり方

非正規公務員の処遇改善・安心して働ける定年延長・超勤縮減の実現を

超勤縮減の推進

憲法を制する者、国民本位の政治への転換を直接しながら政治のあり方

憲法を制する者、国民本位の政治への転換を直接しながら政治のあり方

膨大な大企業の内部留保を賃上げと社会へ還元させよう

富裕層・大企業・自民党の富は倍増 労働者には賃下げ・貧困・過労死

国民本位の行財政・司法の確立をめざす

憲法を制する者、国民本位の政治への転換を直接しながら政治のあり方

膨大な大企業の内部留保を賃上げと社会へ還元させよう

富裕層・大企業・自民党の富は倍増 労働者には賃下げ・貧困・過労死

国民本位の行財政・司法の確立をめざす

憲法を制する者、国民本位の政治への転換を直接しながら政治のあり方

膨大な大企業の内部留保を賃上げと社会へ還元させよう

富裕層・大企業・自民党の富は倍増 労働者には賃下げ・貧困・過労死

国民本位の行財政・司法の確立をめざす

憲法を制する者、国民本位の政治への転換を直接しながら政治のあり方

膨大な大企業の内部留保を賃上げと社会へ還元させよう

富裕層・大企業・自民党の富は倍増 労働者には賃下げ・貧困・過労死

国民本位の行財政・司法の確立をめざす

憲法を制する者、国民本位の政治への転換を直接しながら政治のあり方

膨大な大企業の内部留保を賃上げと社会へ還元させよう

富裕層・大企業・自民党の富は倍増 労働者には賃下げ・貧困・過労死

国民本位の行財政・司法の確立をめざす

憲法を制する者、国民本位の政治への転換を直接しながら政治のあり方

膨大な大企業の内部留保を賃上げと社会へ還元させよう

富裕層・大企業・自民党の富は倍増 労働者には賃下げ・貧困・過労死

国民本位の行財政・司法の確立をめざす

憲法を制する者、国民本位の政治への転換を直接しながら政治のあり方

膨大な大企業の内部留保を賃上げと社会へ還元させよう

富裕層・大企業・自民党の富は倍増 労働者には賃下げ・貧困・過労死

国民本位の行財政・司法の確立をめざす

憲法を制する者、国民本位の政治への転換を直接しながら政治のあり方

膨大な大企業の内部留保を賃上げと社会へ還元させよう

富裕層・大企業・自民党の富は倍増 労働者には賃下げ・貧困・過労死

国民本位の行財政・司法の確立をめざす

憲法を制する者、国民本位の政治への転換を直接しながら政治のあり方

2021春闘の主な行動展開図

2020年12月10日現在



※(全)は全労連・国民春闘共闘、(公)は全労連公務部会のとりにくみ

コロナ禍だからこそ賃上げで生活改善を

国公労連は21年春闘の賃金要求案を「要求・組織アンケート」結果(12月2日現在)と全労連・国民春闘共闘の賃上げ要求額を踏まえて月額2万円(4.9%)以上で提起し、職場で討議することをしています。

アンケートでは生活実感について、49.4%が「生活が苦しい」としていますが、昨年と比べてみると約1割低下しております。要求額も2万円程度減少しています。

この背景には、コロナ禍において民間企業では賃金や一時金の削減、経営悪化や倒産などによって職を喪失している労働者が多数にのぼっていることなどが影響していることが考えられます。

昨年10月の消費税増税の影響で深刻な不況に陥り、その最中に新型コロナウイルス感染症が拡大した影響で日本経済はきわめて厳しい状況におかれています。

生活悪化にも拍車がかかっています。民間企業の冬のボーナスも厳しい状況が報道されています。こうした状況だからこそ、賃上げのスパイラルを断ち切り、生活改善できる賃上げで、景気回復につなげていくべきです。

したがって、21年春闘で、官民共同のとりくみをすすめていくことがいっそう重要になっており、国公労連は全労連・国民春闘共闘の要求額も含めた提起を積極的に受け止め、職場討議もふまえて21年春闘方針を確立します。

全労連・国民春闘共闘は賃上げ要求額(案)を昨年と同額の2万5千円以上で提起しています。この要求額には、定期昇給も含まれており、国家公務員の定昇分を加味した要求額に換算すると2万4377+国公定昇分=3563円(1.09%)=2万3714円となり、全労連の月額要求(案)に近い額となります。

したがって、アンケート結果の加重平均額を重視し、すべての労働者の賃金・労働条件改善を基本として、高齢層職員への相次ぐ賃金抑制攻撃に対峙すること、初任給の抜本改善等にむけて、要求額(案)を「月額2万円以上」に設定しています。

今年も、「春闘は年明けから本格的にスタートすることから」地域の春闘に国公労連が結集し、運動を進めるためには、拡大中央委員会の前倒し開催が必要である」との要求(案)にもとづき12月19日に拡大中央委員会を開催します。

そのため、統一要求は職場での討議時間を確保するため、1月15日に開催する中央闘争委員会で決定します。職場で大きい議論をすすめて、21年春闘への準備をいまからすすめていきたいと思います。

2021年国公労連統一要求書(案)抜粋・要約

- 賃金・昇格等の改善について**
 - 国家公務員の賃金を月額20,000円(4.9%)以上(行政職(一))引き上げること。
 - 非常勤職員の時給を200円以上引き上げること。
 - 行政職(一)一般職高卒初任給(1級5号俸)を191,700円、一般職大卒初任給(1級25号俸)を223,300円に引き上げること。
 - 非常勤職員の賃金は行政職(一)1級5号俸を基礎として、学歴、経歴年数及び職務内容等の要素を考慮して決定すること。
 - 公務職場において時給1,500円未満の労働者をなくすること。
 - 高齢層の給与抑制措置を取りやめること。
 - 地域間格差と世代間格差を解消すること。
 - 一時金の支給月数を引き上げ、改善部分をすべて期末手当にあてること。
 - 職員に自己負担を生じさせないよう通勤手当の支給要件・支給額を改善すること。
 - 住居手当の全額支給限度額・最高支給限度額を引き上げること。
- 非常勤職員制度の抜本改善について**
 - 非常勤職員制度を抜本的に見直し、雇用の安定、均等待遇などをはかる法制度を整備すること。
 - 恒常的・専門的・継続的業務に従事する非常勤職員は、常勤化・定員化すること。
 - 労働契約法の解雇権濫用法理や無期転換制度と同様の制度を整備すること。
 - 一律的・一方的な「雇い止め」は禁止すること。
 - 期間業務職員の更新に係る公募要件は、撤廃すること。
 - 職務給の原則、同一価値労働同一賃金を基本とする均等待遇を確立すること。
 - 休暇制度について、不合理な相違を解消して、常勤職員と同等の制度とすること。
- 高齢期雇用・定年延長について**
 - 雇用と年金の確実な接続をはかるため、定年年齢を65歳に引き上げること。
 - 60歳を超える職員の賃金については、年齢等による差別は行わず、職責や高齢期の生活にふさわしい水準とすること。
 - フルタイム勤務との相互転換が可能な制度として短時間勤務制度を創設すること。
 - 退職手当は、現行の60歳定年退職時の支給水準を下回らないようにすること。
 - 加齢により就労が困難な職種については、65歳まで働き続けることができる職域をもうけるなど、特別な措置を検討すること。
 - 再任用は希望者全員のフルタイム任用を保障すること。また、再任用職員の賃金水準・一時金支給月数を大幅に引き上げるとともに、生活関連手当等を支給すること。
 - 定年後引き続き再任用する際は、定年前未消化の年次有給休暇は、繰り越せるようにすること。
- 労働時間短縮、休暇制度など働くルールの確立について**
 - 所定勤務時間を「1日7時間、週35時間」に短縮すること。また、窓口取扱時間を設定すること。
 - タイムカードを導入するなど、客観的な勤務時間管理を徹底し、超過勤務の大幅な縮減と不払い残業を根絶すること。
 - 超過勤務の上限は月45時間、年間360時間とし、その徹底をはかること。
 - 連続勤務時間を短縮し、勤務間隔を11時間以上確保すること。
 - 不妊治療のための通院休暇を制度化すること。
 - インフルエンザなどによる学校保健安全法にもとづく出席停止に対応するための休暇を新設すること。
 - 国家公務員宿舎使用料を引き下げ、必要な公務員宿舎を確保するよう措置すること。
 - 実態に見合うよう移転料、着後手当、扶養親族移転料を改善すること。また、移転料等の申請手続きの簡素化をはかるとともに、速やかに支給すること。
 - 災害時において宿泊や通勤手段・経路の変更が生じた場合への必要な措置を講じること。また、職員の出勤において特別休暇等が柔軟に運用できるようにすること。
 - 職員一人あたりの執務スペースの拡充やバリアフリー設備の充実、相談しやすい環境など障がいを持つ職員も含めた働きやすい職場環境を整備すること。
 - 性的マイノリティの職員や行政利用者への偏見や差別を防ぐために必要な措置を講じること。
- 民主的公務員制度と労働基本権の確立について**
 - 憲法28条の原則に立った基本的人権として、ILO勧告など国際基準にそった労働基本権の全面的な回復を実現すること。
 - 内閣人事局を廃止するとともに、新たな人事行政機関を設置すること。
 - 幹部職員等の人事については、中立した第三者機関が担う制度とすること。
 - 政治と官の疑惑については、真相解明と再発防止策を確立する仕組みを整備すること。
 - 情報公開や公文書管理の運用にあたっては、第三者機関を設置すること。
- 定員管理に関する要求書**
 - 総定員法を廃止するとともに、「定員合理化計画」を撤回し、必要な要員を確保すること。
 - 障害者および障害者を支援する者について、必要な定員・予算を確保すること。
 - 行(二)職の不補充政策を撤廃すること。
- 両立支援制度の拡充、男女平等・共同参画の推進について**
 - 両立支援制度について、拡充すること。
 - 男女平等・共同参画を推進すること。
- 健康・安全確保、母性保護等について**
 - 新型コロナウイルス対策をはじめ、職員の健康・安全を確保すること。
 - パワーハラスメント防止にむけた人事院規則の徹底をするとともに、すべてのハラスメント根絶にむけて体制確保をはじめ具体的な対策を講じること。
 - 母性保護のために必要な措置を講じること。
- 独立行政法人制度等について**
 - 事業の安定性と継続性を保障する財政的措置を講じること。
 - 労使自治による賃金・労働条件決定を保障し、政府は不当な介入を行わないこと。
 - 有期雇用職員の無期転換権や同一労働同一賃金ガイドラインに基づく均等待遇を保障する予算を確保すること。